

(別添3)

総合評価基準書(直営型)

社

署名:

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須				
		S	A	B	C					
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100				※1				
事業の目的との整合性	・事業の目的に沿った企画を作成しているか。 ・仕様書の内容を理解し、仕様書で定める事業内容が漏れなく提案されているか。 ・これまでの医療機関の勤務環境改善の取り組みを確実に把握できているか。	10	—	—	0					
拠点センターの利用助奨業務及び周知・広報	・都道府県からの情報等に基づく的確な動奨リストを作成するための方策や工夫する点などが具体的に提案されているか。 ・利用助奨対象別に拠点センターの利用を促すような具体的なかつ効果的な利用助奨業務の方策が提案されているか。 ・拠点センターの認知度を高め、利用者が増えるような、効果的な周知・広報の手法が提案されているか。 ・拠点センターの周知・広報を効果的に行うため、医師会等の医療関係団体の協力を得るための方策が提案されているか。	10	5	3	0					
個別訪問支援業務	・支援対象ごとに支援の質を向上させるための取組が具体的に提案されているか。その内容につき、医療機関が抱える課題を掘り下げ、その解決に向けた対応策が提案されているか。	15	8	4	0					
相対対応業務	・照会等に対して、的確に対応するための方策や工夫する点などが具体的に提案されているか。 ・医療機関の相談に的確に対応するため方策や工夫する点などが具体的に提案されているか。	15	8	4	0					
運営協議会、連絡調整会議、委託者事業者調整会議等への参画等	・都道府県、医療関係団体、労働局と情報共有・連携を行うに当たって、効果的な情報共有・連携の場とするため効果的な方策が提案されているか。	10	5	3	0					
医療労務管理アドバイザーへの研修	・医療労務管理アドバイザーの能力向上に資する内容とするため、研修内容は、令和4年4月の医師の時間外労働の上限規制適用後に求められる内容に加え、医療機関におけるマネジメントシステム等、医療従事者の勤務環境の改善が促進されるよう、労務管理全般にわたる支援等を積極的かつ効果的に実施するための内容が網羅されたものとなっているか。	15	8	4	0					
拠点センター内での業務の連絡調整(医療労務管理アドバイザー間での状況共有)	・医療労務管理アドバイザー間で情報共有を行うことを目的としたアドバイザー会議において、医療機関への支援の予定・実施状況等、必要事項の共有を行うための具体的な方策が提案されているか。	10	5	3	0					
関係機関との連携	・都道府県、医療関係団体などと連携を効果的に行うための創意工夫された方策が提案されているか。	15	8	4	0					
2. 事業実施主体の適格性		100					※2			
実施体制の適格性	・仕様書上で定める常駐型専門家、派遣型専門家の資格要件を満たした医療労務管理アドバイザーが確実に確保されており、仕様書上で定める業務を実施できるよう適切に配置されているか(委嘱予定の候補者を提示すること。なお受託した場合は、提示された候補者に実際に委嘱がなされたか報告を求める予定であること)。	10	—	—	0					
	・医療労務管理アドバイザーの専門分野は、医療機関における労務管理に関する支援を実施するに十分であるか。 ・医療労務管理アドバイザーの経歴、能力に応じた謝金額を予定しているか(委嘱予定の候補者の謝金予定額を提示すること)。	15	8	4	0					
	・事業の実施スケジュールが仕様書の履行期限に照らして実現可能なものとなっているか。	10	5	3	0					
	・都道府県、医療関係団体などとの連携を年度を通じて滞りなく行える体制が整っているか。 ・国からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制を整えているか。	10	5	3	0					
知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	10	5	3	0					
実績の有無	・過去に類似業務を実施しているか。	10	5	3	0					
経理処理能力の適格性	・事業を行う上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計を適切に管理するための体制を整えているか。	10	5	3	0					
ワークライフバランス等の推進に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(あるいは、認定企業) ・1段階目(※1) 6点 ・2段階目(※1) 10点 ・3段階目 12点 ・プラチナス企業 15点 ・行動計画(※2) 3点 ※1 労働時間削減及び休業率は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づき、事業主が就業状況改善(就業主)が実施する労働者の数100人以下の所に雇用期間が満了している労働者を雇用している場合のみ。 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(ぐるみ認定企業・プラチナぐるみ認定企業) ・ぐるみ(平成29年3月31日までの基準) 6点 ・プラチナぐるみ 7点 ・ぐるみ(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 9点 ・ぐるみ(令和4年4月1日以降基準) 10点 ・プラチナぐるみ 15点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ニュースール認定 9点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分にのみ配点を行う) ○労働者もが同業協会の認定等制度を受け、外国人に代わって、該当する労働者を雇用していること	15	12	10	9	7		6	3	0
	賃上げの実施	【入札者が大企業の場合】 ・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で、給与所得者一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【入札者が中小企業等の場合】 ・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で、給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	10	—	—	0				

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200